

証券コード 8139
令和3年6月10日

株主各位

東京都台東区上野一丁目15番3号

株式会社 ナガホリ

代表取締役社長 長 堀 慶 太

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたします。

新型コロナウイルスの影響により、株主のみなさまの安全を確保するため、当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を強くご推奨申しあげます。

書面により議決権を行使される株主のみなさまにおかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月24日（木曜日）営業時間の終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年6月25日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項 第60期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制等の概要、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（www.nagahori.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当該業務の適正を確保するための体制等の概要、連結注記表および個別注記表を含んでおります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（www.nagahori.co.jp）に掲載させていただきますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の深刻な影響を受け、昨年4月に政府より緊急事態宣言が発出され、国内消費は大きく落ち込み、その後は一旦回復基調に向かったものの、緊急事態宣言が今年1月に、一部都府県を対象として再発出されるなど、依然厳しい状況が続いております。また、欧米各国でも感染が再拡大し、世界経済の先行き不透明感は依然として強く、経済活動へのマイナス影響は長期化することが想定されます。

ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言によるかつてない販売減少の後、販売店舗の営業や販売催事が再開され徐々に回復に向かいましたが、消費行動の自粛傾向や雇用・所得環境の悪化懸念など、先行き不透明な状況が続きました。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、感染症対策への対応を施した環境での自社催事や顧客催事等の販売活動を徐々に再開し、販売増に取り組みました。しかしながら、第1四半期における緊急事態宣言の影響による販売減少が大きく、その後の回復傾向はあったものの前年を下回る結果となりました。また、財務の安定のためコミットメントライン契約締結による財務基盤強化、仕入削減による在庫減少や経費支出のコントロール等を図るとともに、インターネット販売等のITツールを活用した営業体制を強化し、自社ブランドの販売促進等にも取り組んでおります。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は162億95百万円（前期比21.2%減少）、営業利益は0百万円（同99.2%減少）、経常損失は42百万円（前期 経常利益55百万円）、新型コロナウイルス感染症の影響により発生しました休業手当等に対する助成金収入4億3百万円を特別利益に、店舗等の臨時休業や営業時間の短縮等を行ったことに伴い発生しました休業手当等の人件費や減価償却費等の固定費4億92百万円を新型感染症対応による損失として特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損

失は3億31百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失1億4百万円）となりました。

セグメント別に見ますと、宝飾事業におきましては売上高は161億69百万円（前期比21.4%減少）、セグメント損失63百万円（前期 セグメント利益46百万円）となりました。貸ビル事業におきましては売上高（外部顧客）は79百万円（同9.2%増加）、セグメント利益42百万円（同12.7%増加）となりました。太陽光発電事業の売上高は46百万円（同2.4%減少）、セグメント利益21百万円（同6.1%減少）となりました。

セグメント別売上実績（外部顧客）

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 自平成31年4月1日 至令和2年3月31日		当連結会計年度 自令和2年4月1日 至令和3年3月31日		増 減	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	比率
宝飾事業	20,570	99.4	16,169	99.2	△4,400	△21.4
貸ビル事業	72	0.4	79	0.5	6	9.2
太陽光発電事業	47	0.2	46	0.3	△1	△2.4
売上高合計	20,690	100.0	16,295	100.0	△4,395	△21.2

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するとともに、中長期的に安定した経営を行うためのバックアッププランとして、金融機関とコミットメントライン（融資枠）契約を締結しております。コミットメントラインに基づく当期末の借入実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	第58期 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)	第59期 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)	第60期 (当連結会計年度) (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)
売上高	百万円 21,199	百万円 20,064	百万円 20,690	百万円 16,295
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失(△)	百万円 57	百万円 △133	百万円 △104	百万円 △331
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	円 3.72	円 △8.71	円 △6.82	円 △21.62
総 資 産	百万円 25,197	百万円 25,049	百万円 24,099	百万円 23,607
純 資 産	百万円 13,028	百万円 12,642	百万円 12,294	百万円 11,960
1株当 たり 純 資 産	円 849.56	円 824.42	円 801.70	円 779.93

(5) 重要な子会社の状況 (令和3年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ソ マ 株 式 会 社	百万円 100	% 100.0	貴金属製造加工御
ナガホリリテール社 株 式 会 社	100	100.0	宝飾品小売
エスジェイジュエリー社 株 式 会 社	259	100.0	宝飾品製造、卸売、輸出入
株 式 会 社 仲 庭 時 計 店	30	100.0	時計卸売、小売
長 堀 (香 港) 有 限 公 司	百万HK\$ 5	100.0	宝飾品卸売

(注) 当社の議決権比率は、上記の当社の出資比率と同じであります。

(6) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が継続することが予想される一方で、ワクチンの普及などにより、経済の自律的回復力が高まることが期待されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化してきたことで、雇用・所得環境の悪化による消費者マインドの冷え込みも懸念され、厳しい経営環境が続くものと思われます。また、その一方で、歴史的な株高等を背景として、富裕層の活発な消費活動も期待されます。

このような状況を踏まえ、百貨店等の富裕層向け商品の充実、ナガホリグループ販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕を推進することで収益力の強化を図ってまいります。また、自社ブランド商品やOEM (Original Equipment Manufacturing) 販売の強化とともに、販管費等の効率化による収益力向上に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容 (令和3年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されており、貴金属・宝飾品等の卸・製造加工および国内・国外販売、貸ビル事業ならびに太陽光発電事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (令和3年3月31日現在)

本社 東京都台東区上野一丁目15番3号

名 称	所 在 地
福岡支店	福岡市博多区
大阪営業部	大阪市中央区
アトリエドモバラ	千葉県茂原市
ソマ株式会社	福島県相馬市
ナガホリリテール株式会社	東京都台東区
長堀（香港）有限公司	中国香港特別行政区
エスジェイジュエリー株式会社	東京都台東区
株式会社仲庭時計店	大阪市中中央区

注) 福岡支店は令和3年4月1日に大阪営業部と統合し、大阪支店となりました。

(9) 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比（名）
宝飾事業	580 (77)	△50 (△10)
貸ビル事業	－ (－)	－ (－)
太陽光発電事業	－ (－)	－ (－)
合計	580 (77)	△50 (△10)

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比（名）	平均年齢	平均勤続年数
356 (50)	△35 (△5)	46歳10ヵ月	12年3ヵ月

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（令和3年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	4,233百万円
株式会社みずほ銀行	1,480百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,550百万円
株式会社常陽銀行	890百万円
株式会社北陸銀行	500百万円
株式会社七十七銀行	500百万円

2. 株式の状況（令和3年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
 ② 発行済株式の総数 16,773,376株（自己株式1,437,829株を含む）
 ③ 株主数 4,291名
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社エムエフ長堀	1,180千株	7.69%
長堀クリエイト株式会社	800	5.22
株式会社りそな銀行	766	5.00
第一生命保険株式会社	704	4.59
長堀守弘	573	3.74
株式会社常陽銀行	534	3.48
長堀慶太	525	3.43
鹿島商事株式会社	452	2.95
株式会社三菱UFJ銀行	407	2.66
長堀不二代	373	2.43

（注）1. 持株比率は自己株式1,437,829株を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式1,437,829株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（令和3年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 堀 慶 太	ソマ株式会社代表取締役社長 長堀（香港）有限公司取締役 エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長 株式会社仲庭時計店代表取締役会長 ナガホリリテール株式会社取締役
常務取締役	吾 郷 雅 文	管理本部長 エスジェイジュエリー株式会社取締役 ナガホリリテール株式会社専務取締役 株式会社仲庭時計店監査役
取締役	白 川 文 彦	生産事業本部長 ソマ株式会社専務取締役 エスジェイジュエリー株式会社取締役
取締役	川 村 忠 男	エスジェイジュエリー株式会社代表取締役社長
取締役	富 樫 直 記	オリバー・ワイマングループ株式会社 日本代表パートナー 株式会社クレディセゾン社外取締役
常勤監査役	篠 原 繁	ナガホリリテール株式会社監査役 ソマ株式会社監査役
監査役	佐 藤 亮 輔	佐藤税理士事務所
監査役	岩 上 和 道	公益財団法人日本サッカー協会副会長 一般社団法人日本女子サッカーリーグ 理事長

- (注) 1. 取締役富樫直記氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役篠原繁氏、佐藤亮輔氏および岩上和道氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役佐藤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役富樫直記氏、監査役篠原繁氏、監査役佐藤亮輔氏、および監査役岩上和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の報酬等に関する基本方針の内容の概要

i 取締役の報酬等の基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定することとしております。

ii 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

固定報酬については、昭和62年6月26日開催の定時株主総会において、取締役および監査役の報酬限度額は、取締役報酬が年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない）、監査役報酬が20百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終了時点での取締役の員数は13名、監査役の員数は2名であります。

iii 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長長堀慶太が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、取締役の個人別の報酬の金額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	報酬等の総額
取	締	5名	51百万円
監	査	3名	7百万円
合	計	8名	59百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役1名、社外監査役3名の報酬等の総額は10百万円であります。
2. 上記のほか、費用処理した役員退職慰労引当金繰入額28百万円があります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役富樫直記氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回出席し、主に経営コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役篠原繁氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、金融機関で培われた業務知識や、会社役員の経験等から、主に経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。

監査役佐藤亮輔氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、主に税理士としての高い見識と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役岩上和道氏は当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回、監査役会12回のうち10回出席し、スポーツ団体役員等その豊富な経験と大所高所の見地から客観的な立場で発言を行っております。

なお、当社と各社外役員の兼職先との間では、特別な関係はありません。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が（6回）ありました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

① 名称

監査法人日本橋事務所

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況および当事業年度の報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務（非監査業務）として、東京オリンピック・パラリンピックのライセンス・プレミアム製品取扱数の正確性検証に係る合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合、その他必要があると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,652,973	流動負債	9,853,241
現金及び預金	2,975,308	支払手形及び買掛金	749,077
受取手形及び売掛金	2,980,993	短期借入金	8,360,000
商品及び製品	9,510,134	1年内返済予定の長期借入金	115,504
仕掛品	195,174	未払法人税等	104,857
原材料及び貯蔵品	754,004	賞与引当金	69,247
その他	265,855	役員賞与引当金	4,200
貸倒引当金	△28,498	その他	450,355
固定資産	6,954,943	固定負債	1,793,956
有形固定資産	5,322,677	長期借入金	678,384
建物及び構築物	1,519,205	退職給付に係る負債	622,897
機械装置及び運搬具	200,659	役員退職慰労引当金	208,066
土地	3,300,254	繰延税金負債	6,743
その他	302,559	再評価に係る繰延税金負債	48,841
		その他	229,024
無形固定資産	39,075	負債合計	11,647,197
ソフトウェア	24,358	純 資 産 の 部	
その他	14,717	株主資本	12,663,004
投資その他の資産	1,593,190	資本金	5,323,965
投資有価証券	689,665	資本剰余金	6,275,173
長期貸付金	19,941	利益剰余金	1,545,292
繰延税金資産	131,168	自己株式	△481,427
その他	969,887	その他の包括利益累計額	△702,284
貸倒引当金	△217,472	その他有価証券評価差額金	15,279
資産合計	23,607,917	土地再評価差額金	△732,828
		為替換算調整勘定	15,265
		純資産合計	11,960,719
		負債純資産合計	23,607,917

連結損益計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,295,195
売上原価	11,936,056
売上総利益	4,359,138
販売費及び一般管理費	4,358,288
営業利益	850
営業外収益	47,798
受取利息	185
受取配当金	19,988
為替差益	6,260
保険返戻金	5,191
その他	16,171
営業外費用	91,290
支払利息	86,219
その他	5,070
経常損失	△42,641
特別利益	470,882
固定資産処分益	66,953
助成金収入	403,928
特別損失	638,220
固定資産処分損失	2,435
減損損失	37,834
貸倒引当金繰入額	54,311
投資有価証券評価損	50,000
新型コロナウイルス対応による損失	492,658
その他	981
税金等調整前当期純損失	△209,979
法人税、住民税及び事業税	126,541
法人税等調整額	△4,943
当期純損失	△331,577
親会社株主に帰属する当期純損失	△331,577

連結株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から)
(令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,323,965	6,275,173	2,074,332	△481,425	13,192,045
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△76,677		△76,677
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△331,577		△331,577
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
土地再評価差額金の取 崩			△120,785		△120,785
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△529,040	△1	△529,041
当 期 末 残 高	5,323,965	6,275,173	1,545,292	△481,427	12,663,004

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 金	為 替 換 算 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△59,263	△853,614	15,312	△897,564	12,294,480
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△76,677
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△331,577
自 己 株 式 の 取 得					△1
土地再評価差額金の取 崩					△120,785
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	74,542	120,785	△46	195,280	195,280
当 期 変 動 額 合 計	74,542	120,785	△46	195,280	△333,760
当 期 末 残 高	15,279	△732,828	15,265	△702,284	11,960,719

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,458,009	流動負債	7,093,647
現金及び預金	2,395,264	支払手形	174,421
受取手形	154,845	買掛金	270,353
電子記録債権	612,049	短期借入金	6,210,000
売掛金	1,456,061	1年以内返済予定の長期借入金	100,000
商品及び製品	7,597,884	未払金	241,113
仕掛品	16,674	未払法人税等	26,057
原材料及び貯蔵品	242,597	賞与引当金	35,248
前払費用	18,371	その他の	36,452
短期貸付金	273	固定負債	1,122,902
その他の	75,036	長期借入金	375,000
貸倒引当金	△111,050	退職給付引当金	482,448
固定資産	6,872,602	役員退職慰労引当金	141,134
有形固定資産	4,919,155	繰延税金負債	6,405
建物	1,489,856	再評価に係る繰延税金負債	48,841
構築物	14,403	長期預り保証金	46,468
機械及び装置	33,026	その他の	22,605
車輛運搬具	739	負債合計	8,216,549
工具器具及び備品	172,661	純 資 産 の 部	
土地	3,185,080	株主資本	11,832,377
リース資産	23,387	資本金	5,323,965
無形固定資産	28,468	資本剰余金	6,275,173
ソフトウェア	13,777	資本準備金	4,273,913
その他の	14,691	その他資本剰余金	2,001,260
投資その他の資産	1,924,977	利益剰余金	714,665
投資有価証券	685,698	利益準備金	358,287
関係会社株式	656,700	その他利益剰余金	356,377
長期貸付金	400,941	繰越利益剰余金	356,377
破産更生債権等	19,429	自己株式	△481,427
保険積立金	390,135	評価・換算差額等	△718,315
差入保証金	24,149	その他有価証券評価差額金	14,513
その他の	103,575	土地再評価差額金	△732,828
貸倒引当金	△355,652	純資産合計	11,114,061
資産合計	19,330,611	負債純資産合計	19,330,611

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,911,864
売 上 原 価	5,177,514
売 上 総 利 益	2,734,350
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,952,215
営 業 損 失	△217,865
営 業 外 収 益	95,242
受 取 利 息	4,933
受 取 配 当 金	65,259
為 替 差 益	8,916
保 険 返 戻 金	5,191
そ の 他	10,941
営 業 外 費 用	69,788
支 払 利 息	65,022
そ の 他	4,766
経 常 損 失	△192,411
特 別 利 益	329,994
固 定 資 産 処 分 益	66,953
助 成 金 収 入	263,040
特 別 損 失	652,495
固 定 資 産 処 分 損	2,435
減 損 損 失	23,099
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	222,880
投 資 有 価 証 券 評 価 損	50,000
新 型 感 染 症 対 応 に よ る 損 失	352,914
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,165
税 引 前 当 期 純 損 失	△514,912
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,054
当 期 純 損 失	△527,966

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から)
(令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	1,000,000	81,807	△481,425	12,557,808	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△76,677		△76,677	
当期純損失(△)						△527,966		△527,966	
別途積立金の取崩					△1,000,000	1,000,000		—	
自己株式の取得							△1	△1	
土地再評価差額金の取崩						△120,785		△120,785	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						—		—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,000,000	274,570	△1	△725,431	
当 期 末 残 高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	—	356,377	△481,427	11,832,377	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△58,936	△853,614	△912,550	11,645,257
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△76,677
当期純損失(△)				△527,966
別途積立金の取崩				—
自己株式の取得				△1
土地再評価差額金の取崩				△120,785
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	73,449	120,785	194,235	194,235
当期変動額合計	73,449	120,785	194,235	△531,196
当 期 末 残 高	14,513	△732,828	△718,315	11,114,061

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月27日

株式会社ナガホリ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 森 岡 健 二[㊞]
業務執行社員
指定社員 公認会計士 遠 藤 洋 一[㊞]
業務執行社員
指定社員 公認会計士 千 保 有 之[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月27日

株式会社ナガホリ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 森 岡 健 二[㊞]
業務執行社員
指定社員 公認会計士 遠 藤 洋 一[㊞]
業務執行社員
指定社員 公認会計士 千 保 有 之[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月31日

株式会社ナガホリ 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	篠原	繁	㊟
社外監査役	佐藤	亮輔	㊟
社外監査役	岩上	和道	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元としての安定配当を経営の基本方針の一つとしております。今期は誠に遺憾ながら当期純損失を計上いたしました。が、以下のとおり剰余金を処分し、基本方針としての安定配当を維持したいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
なお、配当総額は30,671,094円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和3年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ながほりけいた 長堀慶太 (昭和38年5月10日生)	昭和62年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 平成5年3月 当社入社 平成7年6月 取締役社長室長 平成10年6月 常務取締役商品本部長兼商品部長兼社長室長 平成15年4月 常務取締役商品本部長兼第二商品本部長兼社長室長 平成17年6月 ソマ株式会社代表取締役社長(現在に至る) 平成18年3月 プロディア株式会社(現ナガホリリテール株式会社)代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役社長(現在に至る) 平成24年5月 長堀(香港)有限公司取締役(現在に至る) 平成25年1月 エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長(現在に至る) 平成26年6月 プロディア株式会社(現ナガホリリテール株式会社) 取締役(現在に至る) 平成26年9月 株式会社仲庭時計店代表取締役会長(現在に至る)	525,291株
<p>[取締役候補者とした理由] 【再任】</p> <p>長堀慶太氏は、当社に入社以来、主に営業関連業務を中心に担当し、平成7年に取締役就任後は商品部門、グループ会社の統括等幅広い分野を担当した後、平成20年に当社の代表取締役に就任し、当社グループの成長発展に貢献してまいりました。</p> <p>これらの当社経営における豊富な経験と幅広い人脈、企業経営に関する高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	吾郷雅文 (昭和38年8月11日生)	昭和62年4月 株式会社協和銀行(現株式会社 りそな銀行) 入行 平成29年2月 当社入社 管理本部総務部部长 平成29年6月 執行役員管理本部総務部長 平成30年4月 執行役員管理本部副本部長 平成30年6月 取締役管理本部長 ナガホリリテール株式会社取締役 エスジェイジュエリー株式会 社取締役(現在に至る) 株式会社仲庭時計店監査役(現 在に至る) 令和2年6月 常務取締役管理本部長(現在に 至る) 令和2年7月 ナガホリリテール株式会社専 務取締役(現在に至る)	10,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 【再任】</p> <p>吾郷雅文氏は株式会社りそな銀行での豊富な経験と専門的な業務知識を有しており、当社に入社後は管理部門を担当し、現在は管理本部長を務めております。この豊富な経験と企業経営に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	しら かわ ふみ ひこ 白 川 文 彦 (昭和40年12月4日生)	昭和63年4月 当社入社 平成7年4月 総合企画室課長 平成9年4月 管理本部総務部総務課長 平成12年10月 商品本部商品部商品第三課次長 平成17年4月 商品本部第一商品部長 平成21年4月 ブランド事業部長 平成21年6月 執行役員ブランド事業部長 平成23年4月 執行役員ジュエリー事業部長 平成23年6月 取締役ジュエリー事業部長 平成25年4月 取締役商品本部長 平成27年10月 取締役流通事業本部長 平成29年4月 取締役ニコロポーロ事業部長 平成29年6月 取締役ホールセール事業部長 兼ニコロポーロ事業部長 平成29年6月 エスジェイジュエリー株式会 社取締役（現在に至る） 平成30年4月 取締役ホールセール事業部長 平成31年4月 取締役生産事業本部長（現在に 至る） 令和元年6月 ソマ株式会社専務取締役（現在 に至る）	1,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 【再任】</p> <p>白川文彦氏は、当社に入社以来、営業、商品、管理部門の業務に携わるとともに重要部門の責任者を歴任し、業務経験を積んでまいりました。平成23年に取締役に就任し、現在は生産事業本部長を務めております。</p> <p>これらの当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	かわ むら ただ お 川 村 忠 男 (昭和33年1月13日生)	昭和56年4月 セイコージュエリー株式会社入社 平成20年7月 エスジェイジュエリー株式会社 入社 平成21年7月 エスジェイジュエリー株式会社 代表取締役社長（現在に至る） 平成30年6月 当社取締役（現在に至る）	—
<p>[取締役候補者とした理由] 【再任】</p> <p>川村忠男氏はセイコージュエリー株式会社に入社以来、ジュエリー業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、エスジェイジュエリー株式会社代表取締役に就任してからは企業経営の手腕を発揮し、平成25年の当社グループ編入後におきましても当社グループの経営基盤を支えてこられました。当業界における豊富な経験と企業経営に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	と がし なお き 富 樫 直 記 (昭和35年10月24日生)	昭和59年4月 日本銀行入行 平成11年1月 フューチャーフィナンシャルス トラテジー株式会社代表取締役 社長 平成19年4月 経済同友会幹事（現在に至る） 平成22年6月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 日本代表パートナー 平成26年6月 当社社外取締役（現在に至る） 平成29年4月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 代表取締役日本代表パ ートナー 平成29年6月 株式会社クレディセゾン社外取 締役（現在に至る） 令和2年12月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 日本代表パートナー 令和3年4月 オリバー・ワイマングループ株 式会社 シニアアドバイザー （現在に至る）	—
<p>[社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要] 【再任】</p> <p>富樫直記氏は、トップマネジメントの経験並びに企業経営および金融に関する幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から経営全般に関する助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会の終結をもって7年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富樫直記氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引続き独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は富樫直記氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告10頁をご参照ください。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち篠原繁氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
中林英樹 (昭和35年12月7日生)	昭和59年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 平成25年4月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社入社	—
[社外監査役候補者とした理由] 【新任】 中林英樹氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から、幅広い知識と高い見識に基づき客観的かつ中立的立場から当社経営の健全性・適格性に対して助言をいただくとともに必要な監督機能を期待できるため、当社の社外監査役として適任と判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 候補者は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は中林英樹氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告10頁をご参照ください。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって監査役を辞任されます篠原繁氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において贈呈いたしたく存じます。なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

ふ 氏	り が	な 名	略	歴
しの 篠	はら 原	しげる 繁	平成28年6月	当社常勤社外監査役（現在に至る）

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号
 東天紅上野店 8階 ザ・ルーキス
 電話 03 (3828) 5111



J	R	上野駅しのばず口	徒歩13分
		御徒町駅	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅（西日暮里寄出口）	徒歩3分
		銀座線・上野広小路駅	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅	徒歩10分
		日比谷線・上野駅又は仲御徒町駅	徒歩13分

お 願 い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

◎お土産配布の取りやめについて

株主総会にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめております。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト www.nagahori.co.jp